

丹波篠山市奨学金返還支援制度導入促進事業 Q&A(R7.4.1時点)

1：事業の概要について				
番号	質問	回答	作成日	更新日
1-1	本事業の趣旨・目的を教えてください。	丹波篠山市では、市内事業者における人材の確保・定着につなげるため、「丹波篠山市奨学金返還支援制度導入促進事業」を実施します。 本事業では、従業員等に対し、奨学金返還に係る手当等を支給する又は、従業員等に代わって奨学金を返還する「奨学金返還支援制度」を新たに導入した事業者に20万円の奨励金を交付します。 ※本事業において奨学金の貸付団体とは、丹波篠山市や独立行政法人日本学生支援機構をさします。	2025/4/1	
1-2	丹波篠山市や日本学生支援機構の奨学金とはどのようなものですか。	丹波篠山市は高等学校・専修学校高等課程の奨学金の貸与を、独立行政法人日本学生支援機構は、大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程の奨学金の貸与を実施しています。	2025/4/1	
1-3	丹波篠山市の奨学金以外は奨励金の対象とならないのですか。	奨励金の支給にあたり、導入した返還支援制度の対象奨学金に、丹波篠山市から貸与された奨学金が含まれていることが必須要件となります。なお、その他、対象となる奨学金については、各事業者により定めてください。	2025/4/1	
1-4	奨励金の対象となる企業等の範囲を教えてください。	丹波篠山市内に本店又は主たる事業所(丹波篠山市に法人市民税の納税義務がある事業所)があり、かつ、その事業所において雇用保険被保険者である従業員等を1名以上雇用していること	2025/4/1	
1-5	奨学金の利用者は大学生が多いのに、なぜ、高校生を対象とする丹波篠山市から貸与された奨学金を基本としているのですか。	市内事業者においては、人材確保として高校新卒者の採用ニーズは強く、また、高校新卒者の職場定着が課題となっていることから、高校新卒者の採用や職場定着につないでいくことができるよう、高校生が利用する丹波篠山市から貸与された奨学金を支給の必須要件としています。	2025/4/1	
1-6	導入に係る費用だけでなく、制度導入後、実際に従業員に手当等として支給した費用を補助してほしい。	本事業は、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、市内事業者における人材の確保・定着につなげるために奨学金返還支援制度の導入促進を目的として実施するものです。 事業者等の制度導入を促進するためのインセンティブとして、導入時に係る負担の軽減を図ることにより支援していきます。 なお、奨学金の返還支援を持続可能なものとしていくためには、事業者が継続的かつ自主的な取組みとして実施していただくことが重要であると考えており、市としては奨学金そのものに対する支援は考えておりませんが、兵庫県で実施されている奨学金支援制度との併用は可能です。	2025/4/1	

2：企業等の奨学金返還支援制度について

番号	質問	回答	作成日	更新日
2-1	企業等の奨学金返還支援制度とは何ですか。	「奨学金返還支援制度」は、貸与型の奨学金を利用している従業員に、事業者が返還額の一部または全部を支援する制度です。 ①手当等支給型(事業者が従業員に対し、手当等として支給するもの)や、②代理返還型(従業員に代わり、事業者が奨学金貸与団体に直接送金するもの)といった形式があります。	2025/4/1	
2-2	奨学金返還支援制度を導入するメリットは何ですか。	事業者においては、人件費となるため、損金算入ができ、法人税の減額が見込まれます。また、福利厚生の一環としてPRすることができイメージアップが図られ、人材確保や定着に資することが期待できます。 従業員においては、奨学金返還における経済的負担の軽減が図られます。	2025/4/1	
2-3	法人税の減税や支援対象者の所得税が非課税になり得るとありますが、非課税にならない場合はどのような場合ですか。	税制度については、詳細は、国税庁のホームページ「学資に充てるための費用を支出したとき」(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2588.htm)をご覧ください。どうか、国税庁に直接ご確認ください。	2025/4/1	
2-4	代理返還型の奨学金返還支援制度を導入したいのですが、どこに相談すれば良いですか。	奨学金の貸与団体によって手続きが異なるため、直接貸与団体にお問合せください。	2025/4/1	
2-5	奨学金返還支援制度は、新たに採用する社員だけでなく、現在雇用している社員にも適用されるのですか。	就業規則の変更や社内規程の整備によって制度を導入することになるので、現在雇用している社員にも適用されます。新たに採用する従業員のみを対象とする場合など、対象となる従業員を限定する場合は、その旨を就業規則や社内規程に明記する必要があります。	2025/4/1	
2-6	支援内容(金額・期間・条件等)はどのように決めるのですか。	奨学金返還支援制度の支援内容(金額・期間・条件等)は、事業者が自由に設定できます。	2025/4/1	
2-7	支援金額はどのように決めるのですか。支援内容は統一すべきでしょうか、あるいは従業員ごとに支給内容を変えてもよいのでしょうか。	貸与総額や月々の返還額、返還期間は、借りている方によって異なります。支援金額を一律にするのか、それぞれの返還額によって変えるのかなど、支援内容は事業者で決めていただく形になります。	2025/4/1	
2-8	代理返還と手当等支給型のどちらも取り入れたい(従業員によって対応したい)が、可能か。	制度導入時の規定に関しましては事業者で決めていただく形となっています。社内規定にて個人ごとにどちらかで対応すると分かるように明示してください。代理返還は貸与団体と相談も必要です。	2025/4/1	

3：丹波篠山市奨学金返還支援制度導入促進奨励金について

番号	質問	回答	作成日	更新日
3-1	丹波篠山市奨学金返還支援制度導入促進奨励金の内容を教えてください。	丹波篠山市やその他団体が貸与する高等学校や大学等の奨学金を対象とした返還支援制度を導入した場合、20万円を交付します。	2025/4/1	
3-2	奨学金返還支援制度を従業員へ周知するにあたり、どのような方法がありますか。	社内の掲示板などに掲示する、職場内でメールや文書を回覧し通知する、従業員に対し説明会を開く等を想定しております。	2025/4/1	
3-3	支給要件に「5年以内に雇用保険被保険者である従業員等を雇い入れる意思」とありますが、奨学金返還支援制度の対象者を雇用しないといけないのですか。	いいえ。雇用の促進を進めていく観点から、採用活動を行っていただきたいという趣旨によるものです。そのため、採用活動を行うのであれば、奨学金利用者であるかどうかは問いません。	2025/4/1	
3-4	奨励金受給後、業績が悪くなった場合、奨学金返還支援制度をやめるという選択をすることは可能ですか。	本奨励金については、5年間の制度継続が支給要件になっております。そのため、奨励金の申請にあたっては、最低でも5年間は制度を継続できるのかよく検討のうえ、申請いただくようお願いいたします。	2025/4/1	
3-5	制度を5年間継続せず、途中で廃止した場合はどうなりますか。	本奨励金は5年間の継続を誓約いただいた事業者に交付するものです。対象要件に該当しない事実や虚偽等が発覚した時は、導入促進奨励金の交付決定を取り消し、奨励金の返還を求めることがあります。	2025/4/1	
3-6	支給要件に「自社の求人票又はホームページ等において、奨学金返還支援制度を導入していることを明示すること」とありますが、どのように記載すればいいのでしょうか。	想定している記載例としては下記のとおりです。 【求人票】福利厚生や特記事項欄に、「奨学金返還支援制度あり」と記載する等 【自社ホームページ】新着情報に奨学金返還支援制度を導入した旨のお知らせを掲載する、新卒採用ページに福利厚生の紹介として制度について掲載する等	2025/4/1	
3-7	自社のホームページを持っていない場合は、どうすればよいですか。	ハローワークや民間人材サービス会社などに掲載している求人票に、奨学金返還支援制度を導入している旨を記載し、その求人票を提出してください。	2025/4/1	
3-8	制度導入時点で奨学金を返還している従業員がいない場合は対象となりますか。	対象となります。ただし、雇用保険を適用する従業員等が1名以上いる必要があります。	2025/4/1	
3-9	本事業では代理返還を使う必要がありますか。	従業員に手当などを直接支給するなど、奨学金返還を支援する制度であれば、代理返還制度である必要はありません。ただ、代理返還では返還支援分は従業員の所得税がかからないなどのメリットもあるため、導入の検討をお願いします。	2025/4/1	
3-10	従業員への支援額に指定はありますか。	奨学金返還支援制度における企業の支援額は、経営状態や制度の運用方針が企業ごとに異なるため、原則、各企業等の判断によるものと考えています。	2025/4/1	

3-11	制度の導入とは、就業規則の変更ということですか。	その通りです。その他、賃金規程等の整備も該当します。	2025/4/1	
3-12	制度導入時点で奨学金を返還している従業員がいない場合は対象となりますか。	対象となります。ただし、雇用保険を適用する従業員等が1名以上いる必要があります。	2025/4/1	
3-13	最近創業したところで、まだ従業員を雇っていませんが、これから求人票を出すにあたって奨学金返還支援制度を導入した場合、支援金の対象となりますか。	雇用保険被保険者である従業員等を1名以上雇用していることが要件となります。従業員等がいない場合は対象外です。	2025/4/1	
3-14	本事業の開始前(令和7年4月1日以前)に、奨学金返還支援制度を導入していましたが、奨励金の対象となりますか。	令和7年4月1日以前に制度導入済みであれば、対象外となります。	2025/4/1	
3-15	奨励金受給後に奨学金返還支援制度を利用していた従業員が離職した場合はどうなりますか。	本奨励金は、制度の導入促進を図ることを目的にしているため、現在対象者がいるか否かは要件ではありません。そのため、制度そのものを継続するのであれば、従業員が離職しても奨励金の返還は不要です。	2025/4/1	
3-16	他府県に本社がある場合、申請はどこからすればよいでしょうか。また、他府県にある本社と市内事業所が同じ就業規則を使用している場合、何か注意点はありますか。	本奨励金については、基本的に丹波篠山市内の事業所から申請してください。また、他府県の本社と丹波篠山市内の事業所が同じ就業規則を使用している場合は、「高校生の時に借りていた奨学金を対象とする」というように、包括的に丹波篠山市から貸与した奨学金を含む記載であれば本奨励金の対象となります。	2025/4/1	
3-17	支援対象労働者は、雇用保険に加入していない週1日勤務のアルバイトなども含むこととなりますか。	奨励金の支給にあたって、雇用保険被保険者である従業員等を1名以上雇用していることは条件にしておりますが、支援対象労働者について、雇用保険加入の有無及び勤務日数等についての要件はございません。企業等が支援対象者を「アルバイトも含む」とされた場合は、対象となります。	2025/4/1	
3-18	本社が丹波篠山市外で、事業所が丹波篠山市にあり、丹波篠山市の事業所は登記簿謄本に記載されていないが所在地確認はどこで行うのですか。	登記簿謄本に事業所の住所が載っていないければ、会社ホームページや、会社案内パンフレットなど、公に開示しているものに所在地が記載されている必要があります。	2025/4/1	
3-19	SNSを広報媒体として使用しているため、自社ホームページがありませんが、SNSに掲載すれば認められますか。	申請の要件として、自社ホームページや求人票により御社の支援内容を社外に告知する必要があります。求人活動中であれば、ハローワーク等に掲載している求人票に記載のうえ、ご提出ください。また、求人活動をしていないのであれば、今回の奨励金で誰もが閲覧できるホームページを開設いただき、掲載してください。	2025/4/1	
3-20	社会保険労務士などによる代理申請は可能ですか。	可能ですが、申請事業者等の従業員なども連絡先として登録いただく必要があります。なお、申請内容について確認が必要な場合、事務局から代理申請者及び事業者にご連絡いたしますので、事業者との連携をしていただくようお願いいたします。	2025/4/1	

3-21	自社ホームページへの掲載は「制度を導入した」という一文だけでもいいのでしょうか。	自社ホームページには「奨学金返還支援制度を導入した」とわかれば申請可能です。ただし、事業者名や支援内容(金額・期間・条件等)を、丹波篠山市のホームページで公表しますので、ご承知おきください。	2025/4/1	
3-22	就業規則は届出を出し、押印したものでなければならないのでしょうか。	会社名、条文、施行日がわかれば問題ありません。	2025/4/1	
3-23	就業規定内に直接条文を含めるのではなく、支援内容の詳細については別紙で用意してもよいのでしょうか。	就業規定内に「支援内容については別途定める」と記載し、就業規則と詳細を記した別紙の両方の書類をご用意ください。	2025/4/1	
3-24	現在雇用している従業員の雇用形態及び求人票に募集する雇用形態はパートでも可能ですか。	可能です。ただし、雇用の実態を確認するため、パート従業員であっても雇用保険被保険者であることが必要です。支援対象は事業者が自由に設定できます。申請にあたって、支援対象従業員については、雇用保険加入の有無及び勤務日数等についての要件はございません。	2025/4/1	
3-25	自社ホームページがなく、現在求人も行っていない場合はどうすればよいか。	自社ホームページや求人票等で明示することを支給の要件としています。今回の「丹波篠山市奨学金返還支援制度導入促進奨励金」は、事業者の人材確保・定着を目的としていますので、今後の採用活動のためにも、今回の奨励金で自社ホームページの開設をご検討ください。	2025/4/1	
3-26	従業員が1名在籍していますが、その従業員も個人事業主であるため添付書類が提出できません。	雇用保険に加入していないのであれば、対象にはなりません。	2025/4/1	
3-27	1法人で複数の事業所がある場合、雇用保険の書類は全事業所のものを提出する必要がありますか。	主たる事業所の書類をご提出ください。	2025/4/1	
3-28	奨学金返還支援制度について求人票のどこに記載すればよいですか？	特記事項に記載してください。	2025/4/1	

4：奨学金返還支援制度導入奨励金の申請について

番号	質問	回答	作成日	更新日
4-1	申請したら必ず奨励金が支給されますか。	申請いただいた内容を審査し、所定の要件を満たした方にのみ支給します。そのため、必ず支給されるわけではありません。 また、丹波篠山市の予算が上限に達した後に申請いただいた場合も支給されません。	2025/4/1	
4-2	最終の申請期限はありますか。	申請期間は、令和8年3月末日です。	2025/4/1	
4-3	誓約・同意事項について、全ての項目をチェックする必要がありますか。	全ての内容をご確認いただき、漏れなくチェックいただく必要があります。	2025/4/1	
4-4	兵庫型返済支援制度と丹波篠山市奨学金返済支援制度導入奨励金は併用できますか。	併用可能です。 兵庫型返済支援制度の奨学金補助はランニングコストにかかる部分であり、本奨励金は導入にかかるイニシャルコストを支援するものであるため、重複しないと考えています。	2025/4/1	
4-5	奨励金が支給された後に、実際に支給しているかの確認のために、貸金台帳や給与明細の提出を丹波篠山市から求められることはありますか。	奨励金を申請するにあたり「誓約・同意書」にチェックいただきますが、「丹波篠山市が、本事業に関する調査等を実施する場合は、これに応じます。」という項目がございます。 よって、本調査を実施するにあたり、貸金台帳や給与明細の提出をお願いする可能性はあります。	2025/4/1	

5：丹波篠山市ホームページへの掲載について

番号	質問	回答	作成日	更新日
5-1	丹波篠山市ホームページで公表される情報は何ですか。	企業名、支援内容、支援金等を公表します。	2025/4/1	
5-2	奨励金の支給を受けると、必ず丹波篠山市ホームページに公表されますか。	奨励金を受給した場合は、市ホームページに必ず掲載し、公表します。 掲載に同意いただいた事業者が、奨励金を申請できます。	2025/4/1	
5-3	制度導入済みであったため、奨励金の支給を受けていませんが、市ホームページに企業情報を掲載してもらえますか。	はい。ご希望があれば、市ホームページに掲載いたします。 事務局にご連絡ください。	2025/4/1	